

告示

告示

號

外

水

暖

日

本書ノ大キナヘ成立圖書也

◇ 島取縣告示第三百七十四號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定に

より島取縣東伯郡社村農地委員會委員の候補者につき覺

書に掲げる該項に該當する者でない旨の確認を求むべき

期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月二十七日

鳥取縣知事 西 鳩 愛 治

昭和二十二年八月二十八日より
同 年九月二日まで

◇ 島取縣告示第三百七十六號

蔬菜の販賣價格の統制額が物價廳長官において次のように

に指定された。

昭和二十二年三月島取縣告示第百二號(蔬菜の販賣價格

の統制額指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年八月二十七日

鳥取縣知事 西 鳩 愛 治

物價統制令第四條の規定により島取縣におけるそ菜の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年八月二十八日よりこれを施行する。

昭和二十二年八月二十七日

物價廳長官 和 田 博 雄

品目	時	期	甲 地	乙 地	丙 地	販賣業者販賣價格名の統制額	貿易	小賣業者販賣價格の統制額
						(一〇〇)	外	

な	はくさい	ふ	う	たけのこ (皮むきを含む)
類	香	き	ど	
合				
一	四、五、六月	西月	四月	二二、三月
二	二、八、九月	五月	五月	二二、三月
三	十一月	六七八九十月	六七八九十月	二二、三月
四	十二月	十一月	十一月	二二、三月
五	一月	十二月	十二月	二二、三月
六	二月	正月	正月	二二、三月
七	三月	二月	二月	二二、三月
八	四月	三月	三月	二二、三月
九	五月	四月	四月	二二、三月
十	六月	五月	五月	二二、三月
十一	七月	六月	六月	二二、三月
十二	八月	七月	七月	二二、三月
十三	九月	八月	八月	二二、三月
十四	十月	九月	九月	二二、三月
十五	十一月	十月	十月	二二、三月
十六	一二月	十一月	十一月	二二、三月
十七	三月	十二月	十二月	二二、三月
十八	四月	正月	正月	二二、三月
十九	五月	二月	二月	二二、三月
二十	六月	三月	三月	二二、三月
廿一	七月	四月	四月	二二、三月
廿二	八月	五月	五月	二二、三月
廿三	九月	六月	六月	二二、三月
廿四	十月	七月	七月	二二、三月
廿五	十一月	八月	八月	二二、三月
廿六	一二月	九月	九月	二二、三月
廿七	三月	正月	正月	二二、三月
廿八	四月	二月	二月	二二、三月
廿九	五月	三月	三月	二二、三月
三十	六月	四月	四月	二二、三月
卅一	七月	五月	五月	二二、三月
廿二	三月三十日より	三月三十日迄	四月の統制額を適用する	二二、三月
廿三	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿四	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿五	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿六	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿七	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿八	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
廿九	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
三十	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月
卅一	三月三十日迄	四月の統制額を適用する		二二、三月

えんどう	(皮むきを含む)	とうがん	いなげん	かぼちや	しろうり
六〇、〇〇	五六、〇〇	一六、〇〇	四八、〇〇	四四八、〇〇	五一、〇〇
五〇、〇〇	四六、〇〇	二六、〇〇	三〇、〇〇	三四〇、〇〇	五〇、〇〇
四〇、〇〇	二九、〇〇	一九、〇〇	四〇、〇〇	二六、〇〇	四〇、〇〇
三〇、〇〇	一四、〇〇	一四、〇〇	三〇、〇〇	三三、〇〇	三〇、〇〇
二〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	二〇、〇〇	二四、〇〇	二〇、〇〇
一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
一一、二月	一一、二月	一一、二月	一一、二月	一一、二月	一一、二月
六月	五月	五月	五月	五月	五月

えんとう(皮むきを含む)
そらまぬ
(皮むきを含む) 六七月、八九十月、十一二月
だまめ

（二）この表の甲地域とは次の地域をいふ。

東京都、區制施行地域北多摩郡武藏野町、

大阪府 大阪市、堺市、布施市、吹田市、豊中市、池田市、守口市、豊能郡庄内村
兵庫縣 神戸市、尼崎市、伊丹市、西宮市、芦屋市、武庫郡魚崎町、同郡御影町、同郡喜連町、明石市

00255

廣島縣、廣島市、吳市、福岡縣、門司市、小倉市、戸畠市、八幡市、若松市、直方市、飯塚市、田川市、(一)の表の乙地域とは(一)以外の地域であつて各都道府縣知事が指定した地域をいう。

(四) 物價、廳長官が特に必要があると認めて承認した場合に乙地域についても品目、数量、時期及び

00257

地域を限つて、甲地域の統制額を適用することができる。

二、この表の卸賣業者の販賣價格の統制額は、卸賣業者の店先渡しの統制額である。

三、(一)生産者又はその團體が甲地域又は乙地域における青果物及び漬物配給規則第七條の規定による

そ菜の公認荷受機關に對し、當該荷受機關が當該

地域内において經營する而後渡して販賣する場合

の統制額はそれぞれ、この表の卸賣業者の販賣價

格の統制額から甲地域について八分を、乙地域

について七分を差引いた額とする。

青果物及び漬物配給規則第十二條の規定による

菜の公認出荷機關は出荷した蔬菜につき前項の公

認荷受機關から卸賣價格の二分に相當する額を受

けることができる。

(二)生産者又はその團體が丙地域における卸賣業者

に販賣する場合の統制額は、この表の丙地域の卸

賣業者の販賣價格の統制額の範囲内とする。

(三)生産者又はその團體が青物、壠籠詰文は凍結蔬

類第二十二年八月二十七日印

昭和四年四月十五日

鳥取縣公報 第三種郵便手續書

卷

菜の製造業者に原料蔬菜をその工場又は事業場設
して販賣する場合においては、その工場又は事業
場の所在する地域に從い、それぞれ三、の(一)
の第一項及び三の(二)の規定による統制額を適
用する。

(四)生産者又はその團體が(一)、(二)及び(三)
の規定以外の者に對し又は以外の場所において販
賣する場合は、この表の丙地域における卸賣業者
の販賣價格の統制額からその割に相當する額を
差引いた額とする。

四、この表の小賣業者の販賣價格の統制額は、小賣業者
の店先渡しの統制額である。

五、卸賣業者が業務上の實需者又は、太口、消費者に販
賣する場合の統制額は、この表の卸賣業者の販賣價格
の統制額にその割に相當する額を加えた額によること
ができる。

六、卸賣業者の販賣價格の統制額を適用する。
小賣業者の販賣價格の統制額を適用する。

七、この表の額は從來の商慣習による荷造包装費を含む
ものとする。但し、きべつはくさい及びたまねぎ
については木箱(すかし箱を含む)入りの場合は卸賣
價格においては一貫につき四圓を、小賣價格において
は一〇〇匁につき五十錢をそれぞれ加算することがで
きる。